

令和7年度相生市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣旨

障害者の雇用を支援するための仕組みを整え、障害者の経済的な基盤を確立するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和6年度において障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、相生市の全ての組織とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

（1）障害者優先調達推進法に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う入所施設に限る。）
- オ 地域活動支援センター

（2）障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（以下の①から③の条件の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

（3）障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 在宅就業障害者
（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達の対象品目等

本市が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

食品類、記念品・小物等、印刷・製本、文具・紙製品、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

清掃業務、除草業務、封入・発送業務、チラシ封筒入れ・宛名ラベル貼り、電算データ入力業務、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 物品等の調達目標

市が障害者就労施設等から調達する物品等の目標額は、4, 900千円とする。

6 物品等の調達の推進方法及び留意事項

(1) 障害者就労施設等の情報提供

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、法の趣旨や本方針について、庁内に対して周知を図るとともに、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供を行う。

(2) 調達の可能性の検討

物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

(3) 随意契約による調達

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用し、物品等の調達の推進に努める。

(4) 調達に際しての配慮

ア 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等との契約及び発注が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分な説明に努める。

イ 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの調達に配慮した納期の設定に努める。

7 方針及び調達実績の公表

(1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて方針の見直しを行い、市ホームページでその内容を公表する。

(2) 調達方針に基づき調達した物品等の調達実績については、会計年度終了後、市ホームページ上で公表する。

8 その他調達の推進を図るための支援

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の公共施設内での物品の販売や市及び関係団体が実施するイベント等での販売スペースの確保など、販売機会の確保に努める。

9 調達方針に基づく担当窓口

調達方針に基づく担当窓口は、障害福祉担当課とする。